

基安安発 0708 第1号
基安労発 0708 第1号
基安化発 0708 第1号
令和2年7月8日

福岡労働局、佐賀労働局、
長崎労働局、熊本労働局、
大分労働局、宮崎労働局、
鹿児島労働局 労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和2年7月豪雨により、熊本県南部をはじめ、九州地方が記録的な大雨に見舞われたところである。この影響で、数多くの箇所において、土砂災害、浸水害等が発生するなど、国民生活に甚大な被害が生じているところである。

今後、災害復旧工事が本格化することが見込まれるが、災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されることから、九州各局におかれては、管内の実情に応じ、発注機関との連携を図りつつ、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、関係団体に周知するとともに、災害復旧工事現場に対する指導を徹底されたい。

併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、別添1「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、作業の状況等に応じた自主的な感染症対策の実施を促すこと。

なお、建設業関係団体等に対し、別添2のとおり、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について要請したので了知されたい。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事（河川の堤防の補修等の工事を含む。）の施工に当たつ

ては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の豪雨以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常ができるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成27年6月29日付け基安安発0629第2号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記（1）から（5）までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記4によること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、今回の豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していないなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第575条の14及び安衛則第575条の15に基づき、警報用設備及び避難

用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

(4) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記4によること。

3 がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- (3) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記4によること。
- (4) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

4 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

5 熱中症の予防

今後、工事の期間中に盛夏を迎えることから、労働者が熱に順化するまでの期間は熱中症予防対策に特に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。

6 その他

工事に伴う作業中に窮屈した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようする

上記3（3）のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること

（添付）関連リーフレット

- ・資料1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料2 がれきの処理作業を行う際の注意事項
～ がれき処理作業を行う皆様へ ～
- ・資料3 がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～ 事業者の皆様へ ～
- ・資料4 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。		はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。		はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。		はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。		はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

項目	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。		はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。		はい・いいえ
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。		はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。		はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3)多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。		はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔ができるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用ができる限り回避している。		はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

項目	目	確認
(5)近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、人ととの間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ	
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
(6)トイレの清掃等について		
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ	
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ	
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ	
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
※ 便器内は通常の清掃でよい。		
(7)休憩スペース等の利用について		
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ	
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ	
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。		
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。		
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ	
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ	
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
(8)ゴミの廃棄について		
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ	
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ	
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	

項目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	
・のどの渇きを感じなくとも、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
・事務室等における冷房時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.6.25版

基安安発 0708 第2号
基安労発 0708 第2号
基安化発 0708 第2号
令和2年7月8日

建設業労働災害防止協会 専務理事 殿
建設労務安全研究会 事務局長 殿
一般社団法人全国建設業協会 専務理事 殿
一般社団法人日本建設業連合会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課課長

令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和2年7月豪雨により、熊本県南部をはじめ、九州地方が記録的な大雨に見舞われました。この影響で、数多くの箇所において、土砂災害、浸水害等が発生するなど、国民生活に甚大な被害が生じております。

今後、災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されることから、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策について、貴会会員各位に対し周知徹底を図られますようお願いします。

併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、別添「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、作業の状況等に応じた自主的な感染症対策の実施が図られるよう、貴会会員各位に対する周知徹底をお願いします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事（河川の堤防の補修等の工事を含む。）の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇

所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の豪雨以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常ができるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成27年6月29日付け基安安発0629第2号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記（1）から（5）までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記5によること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、今回の豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していないなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第575条の14及び安衛則第575条の15に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。
- (4) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記

4によること。

3 がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- (3) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記4によること。
- (4) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

4 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

5 熱中症の予防

今後、工事の期間中に盛夏を迎えることから、労働者が熱に順化するまでの期間は熱中症予防対策に特に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。

6 その他

工事に伴う作業中に窮屈した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不注意に接近しないようにすること。
上記3（3）のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること

(添付) 関連リーフレット

- ・資料1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料2 がれきの処理作業を行う際の注意事項
～ がれき処理作業を行う皆様へ ～
- ・資料3 がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～ 事業者の皆様へ ～
- ・資料4 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

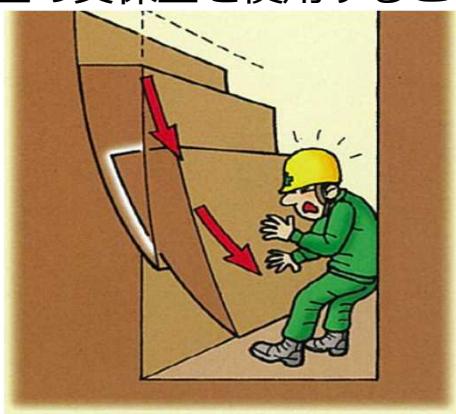


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

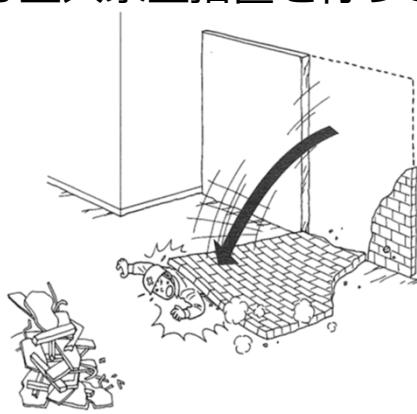
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするために、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～ がれき処理作業を行う皆様 へ ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などの**がれき**の処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

本リーフレットは、**がれき**の撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるように、**がれき**の処理における留意事項をまとめたものです。

作業の実施にあたっては、作業責任者の指示によく従って行動するとともに、本リーフレットを参考に安全に十分注意して作業を行ってください。

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着など肌の見えない服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェック（3項目参照）を必ず行いましょう。



ヘルメット



丈夫な手袋

2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。



3 作業中に注意すべき事項

がれきの処理の際

- 安定の悪い**がれき**の上など高い所で作業しないようにしましょう。
- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。
※被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺の**がれき**を運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でP C Bが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

荷積みの際

- トラックなどへ**がれき**を積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上の**がれき**には乗らないようにしましょう。

その他の留意事項

- 作業中であっても、大雨の降雨に係る警報が発表された場合などには、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。
- 火災等により**がれき**が燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中の**がれき**に近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

正しくマスクを装着しましょう



がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。事業者の指示に従い、適切なマスクの着用をお願いいたします。



使い捨て式防じんマスク



取替え式防じんマスク



電動ファン付き呼吸用保護具

※国家検定合格品を使用してください。

マスクの装着 「悪い例」



鼻部に大きなすき間



しめひもが片側外れている



マスクが上下さかさま



吸収缶やフィルターが付いていない



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの変形・破損がないことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。

- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

●取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう

●もし、漏れ込みが感じられた場合は…

- ①マスクの位置を調節する
- ②しめひもの長さを調節する
- ③排気弁など各部の接続状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

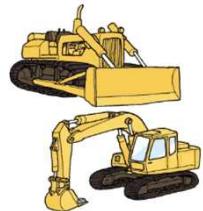


(B) フィットチェック器を用いた方法

吸気口にフィットチェック器を取り付けて息を吸うとき、瞬間に吸うのではなく、2~3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

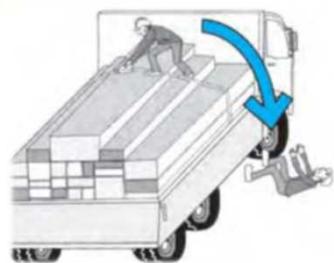
4 機械を使用する場合に注意すべき事項

- クレーン、ブルドーザー、パワーショベルなどの運転には資格が必要です。無資格の方が運転して作業を行ってはいけません。
- ショベルカーなどのバケットの爪に荷を掛けてつり上げること（用途外使用）は原則禁止されています。
- 作業内容に適切な機械を使用するようにしましょう。



5 労働災害の事例

- がれきを素手で扱って、手を切った。
- がれきから出ていた釘を踏み抜いた。
- 崩ってきたがれきの下敷きになった。
- 鎧びた釘で傷を負い、破傷風にかかった。
- 重量物を一人で運び、腰を痛めた。
- トラックの荷台に積んだがれきをロープで固定中、バランスを崩して墜落した。
- 作業中に、後退してきたトラックに衝突された。
- 作業中、パワーショベルのアームに激突された。



(2019.10)

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

がれきの処理作業を行う際の注意事項

～事業者の皆様へ～

土砂崩れ・浸水により被災した建物などのがれきの処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険が伴います。

本リーフレットは、がれきの撤去等作業にあたって安全に作業を進めることができるよう、がれきの処理における留意事項をまとめたものです。

作業を労働者等に行わせるにあたっては、次の点に注意して下さい。

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

(1) 作業者への教育

作業に不慣れな方も多いことから、雇入れ時などに①使用する機械、工具などの取扱方法、②作業体制、作業手順、合図などについて、教育を行うこと。また、現場では、腕章をつけるなど誰が作業責任者か分かるようにすること。

(2) 服装

長袖の作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。

(3) 作業計画

周辺状況の調査を行い、指揮命令系統、作業手順、監視人も含めた人員の配置、使用する機械及びその使用箇所、がれきの運搬・搬出方法等を定めた作業計画を立てること。

(4) 作業間の連絡調整

複数の作業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(5) 危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物等には立入禁止措置を行うこと。

2 作業の実施にあたって注意すべき事項

機械を使用させるときには…

(1) 資格者の確認

車両系建設機械、クレーン等を使用させる際は、資格の有無を確認すること。

(2) 機械等の点検

機械や工具については、担当者を決め、点検・整備等を適切に実施させること。

(3) 機械の転倒防止

地盤が緩んでいる等不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により車両系建設機械、クレーン等の転倒防止を図ること。

作業場所では…

防じんマスクやゴーグルを着用されること。

また、防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。

がれきの粉じんには石綿が含まれているおそれがあります。

(1) 呼吸用保護具の着用

粉じんを吸い込まないようにするために、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用されること。

注）国家検定品を用いること。

なお、屋外におけるがれき処理作業は使い捨て防じんマスクで作業可能ですが、石綿の切断等作業の場合は取替え式防じんマスク、吹付け石綿の除去作業には電動ファン付き呼吸器保護具を使用する必要があります。

(2) 作業場所の湿潤化

粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物等への散水や、薬液の使用により、湿潤な状態とすること。

(3) 関係者以外の立ち入り禁止

関係者以外の者が粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立ち入らせないこと。

(2019.10)

◆詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくななり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウィルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

<input type="checkbox"/>	WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。	WBGT測定器 (例)
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。	

② 休憩場所は整備していますか？

<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。	
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。	
<input type="checkbox"/>	飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。	日陰の確保 (例)
<input type="checkbox"/>	建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。	冷水機 (例)

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	急激な気温の上昇や、4日以上の休み明けは、ベテラン作業者も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。



④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。



トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。

石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を。

マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。

作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。

日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 热中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。



労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。



⑧ 热中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。



熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。

＜参考 热中症の症状と分類＞

分類	I 度	II 度	III 度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小		大

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、

III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人（℃）	熱に順化していない人（℃）		
0 安 静	◆安静	33	32		
1 低 代 謝 率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業 (小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と足の作業 (普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30	29		
2 中 程 度 代 謝 率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業 (トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両) ◆腕と胴体の作業 (空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつこい塗り、 中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、 草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28	26		
3 高 代 謝 率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5~7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋸物を削る ◆コンクリートブロックを積む	25	26	22	23
4 極 高 代 謝 率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く	23	25	18	20

※この表は、日本産業規格Z8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。

※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表2. 衣類の組合せによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服 (長袖シャツ とズボン)	布（織物）製 つなぎ服	二層の布 (織物) 製服	SMSポリプロピレン 製つなぎ服	ポリオレフィン 布製つなぎ服	限定用途の 蒸気不透湿性 つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性防護服に使用しないでください。

※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表3. 热中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状*	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法*	◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例	15分

* 热中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

表4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）

事項	範囲
熱中症の症状	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、 <u>水分と塩分の摂取</u> 、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	◆ <u>緊急時の救急措置</u>
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例

*下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

<もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

[職場における労働衛生対策](#)

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。